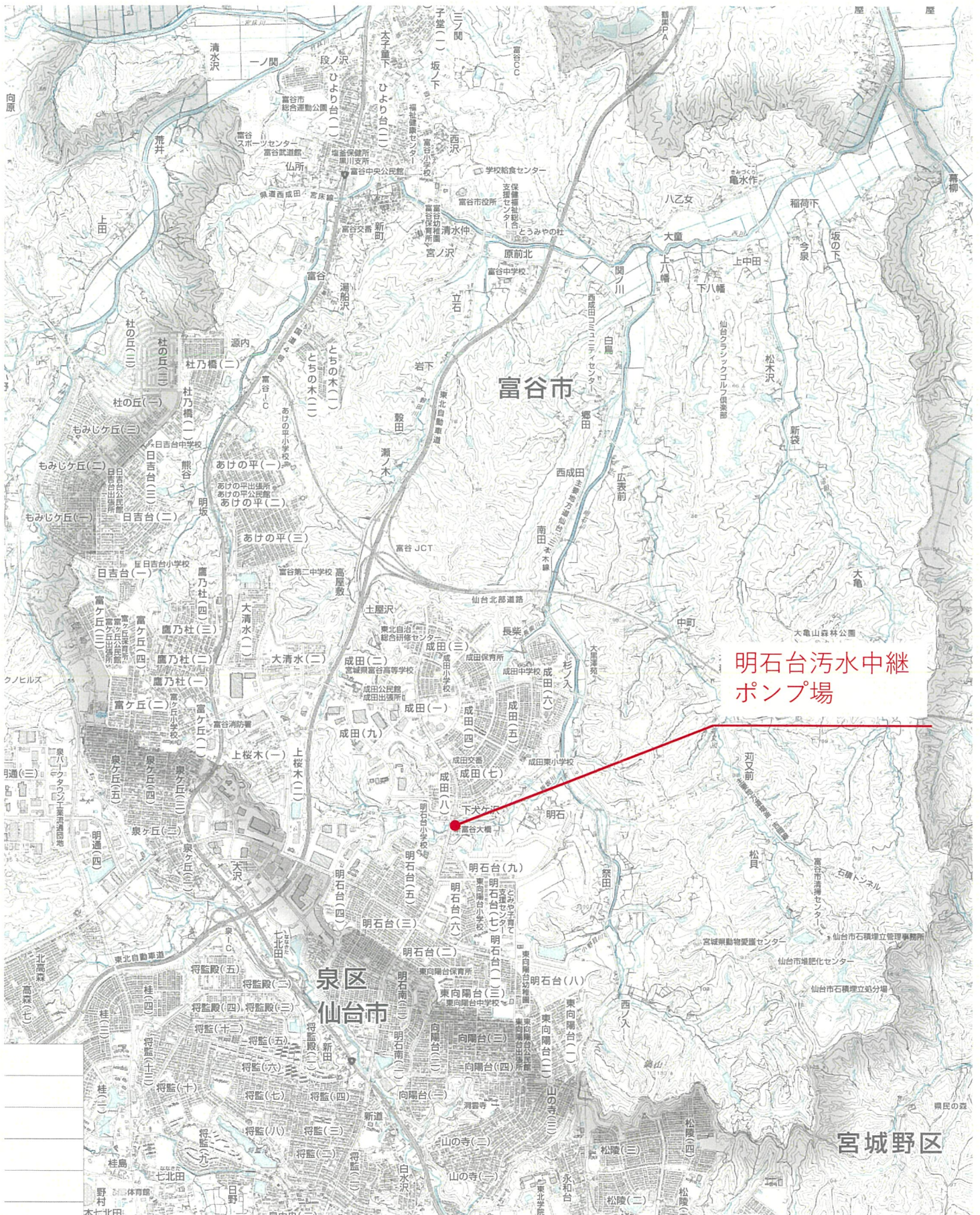


													設計者	検査者	
								主管 課長		課長 補佐		担 当			
富谷市 明石下犬ヶ沢 地内															
令和7年度 明石台污水中継ポンプ場クラウド監視装置新設工事 実施 仕様書															
一金 工費 内消費税相当額 円 円 円									起 工 事 由						
									施 工 方 法 其 他 請 負						
工 期 自 令和 年 月 日 至 令和 8年 3月27日															
富谷市															
明石台污水中継ポンプ場クラウド監視装置新設工事															
クラウドサーバソフトウェア機能増設 N=1式															
既設盤改造 N=1式															
クラウド伝送装置 N=1式															

本工事費内訳書

[illegible]

富谷市管内図



明石台汚水中継ポンプ場
クラウド監視装置新設工事

特 記 仕 様 書

富 谷 市

目 次

第1編 総 則

第1章 一般事項	1
--------------------	---

第2編 明石台中継ポンプ場設備

第1章 監視設備

第1節 概 要	3
第2節 設備機器	3
第3節 工事範囲	3
第4節 機器仕様	3

第1編 総 則

第1章 一般事項

1. 概 要

本特記仕様書は、「明石台中継ポンプ場クラウド監視装置新設工事」に適用するものである。

2. 準拠基準

本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載しない事項については現行の下記によること。

- 1) J I S（日本産業規格）
- 2) J E C（電気規格調査会標準規格）
- 3) J E M（日本電機工業会標準規格）
- 4) J C S（電線技術委員会標準規格）
- 5) 電気設備技術基準（経済産業省令）及びその関連規定
- 6) J E A C内線規程（日本電気技術規格委員会規格）
- 7) 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

3. 設計図面

本設備の施工に当たり当市が提出する設計図面は設備の基本を示すものであり、設計図面に記載された機器の寸法は参考寸法を示すもので、決定は原則として承認図により行う。

4. 施工規則及び契約条件

請負者は、当市工事施工規則、当市契約条例及びその他当市の定める諸規定に準拠して施工する他、電気設備に関する技術基準及びその関連規定に従って施工すること。

5. 製作の着手

請負者は、契約後速やかに本特記仕様書及び添付図面に基づき、工程表並びに承認図を作成し、当市の承認を得ること、又本設備の機器が製作者固有の設計による製品で本特記仕様書及び添付図と異なるときは、事前に理由を申し出て当市の承認を得なければならない。

6. 官公庁等への手続

本工事で監督官庁その他への手続を必要とするものは、請負者がこれに要する申請書、届出書等を作成し、手続の一切を代行するものとする。

尚、これに要する費用は全て請負者の負担とする。

7. 施 工

本特記仕様書及び添付図に明記してない事項についても、本設備の目的及び工事施工上当然必要なものは、当市の指示に従い請負者の負担で整備又は施工しなければならない。

8. 現場代理人

請負者は、現場代理人及び工事現場における工事施工上の主任技術者を定め、書面にて当市の承認を得なければならない。

尚、現場代理人と主任技術者とは兼任することができるものとする。

9. 検 査

本工事施工に当たっては、当市監督員と打合わせのうえ下記検査を行う。

1) 製品検査

この工事に使用する機器材料のうち特に指示するものは、製作工場等において当市監督員立会のうえ、検査及び試験を行いその試験成績表を提出する。

2) 中間検査

工事が予め監督員の指定した工程に達したときに検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

3) 官公庁及び電力会社の検査

官公庁及び電力会社の検査を受ける必要のあるものについては、請負人が全て事務を代行すること。

4) 材料検査

この工事に使用する機器材料は全て現場搬入の都度、監督員の検査を受けこれに合格したものを使用する。

5) 竣工検査

工事終了に際しては、竣工期日前に監督員立会のうえ各設備の機能その他の試験を行う。検査員が必要と認めた場合は、再試験を行うことがある。

6) 検査費用

検査に要する費用は全て請負人の負担とする。

但し、監督員の派遣費は当市が負担する。

第2編 明石台中継ポンプ場設備

第1章 監視設備

第1節 概 要

本設備は、富谷市クラウド型監視システムに明石台中継ポンプ場の監視機能増設を行うものである。

監視機能については成田第1汚水中継ポンプ場と同等とし、Webにて富谷市庁舎及び管理者のパソコンやモバイル端末等の表示端末でデータ閲覧を可能とするものである。

今回追加の明石台中継ポンプ場サービス利用契約については、本工事とは別に契約を行うものとする。サービス契約内容は別途協議とする。

第2節 設備機器

- | | |
|-------------|-----|
| 1. クラウド伝送装置 | 1 式 |
| 2. 既設盤改造 | 1 式 |

第3節 工事範囲

1. 第2節記載の機器の製作、取付工事
2. 本設備に必要な申請手続

第4節 機器仕様

1. クラウド伝送装置

数 量	1 式
通信回線	LTE 回線
制御方式	ストアードプログラム繰り返し演算
入出力制御方式	リフレッシュ方式
演算処理速度	LD 命令 $0.5 \mu s$ 以下、MOV 命令 $1000 \mu s$ 以下
停電保持機能	ラッチリレー、カウンタ、データレジスタ等
自己診断機能	CPU、I/O 照合、メモリ、パラメータ、プログラム、電池等各種異常
付属品	LTE 網 (M2M 通信) ルータ、アンテナ
伝送点数	DI : 45 点程度 AI : 2 点程度
伝送項目	
DI	受電 地絡 受電 過電流 停電 制御電源 断 遮断器 (VCB) 入 変圧器 2 次 地絡 変圧器 2 次 主幹 MCCB 断 変圧器 温度上昇 換気扇 故障

動力分岐	故障
照明分岐	故障
コンデンサ	故障
脱臭ファン	故障
UPS	故障
自家発	運転・故障
電源切替器	買電側・自家発側
自家発補機	故障
燃料小出槽	油面低下
No.1	単独・連動・自動
No.1 汚水ポンプ	運転・故障
No.1 吐出弁	全開・全閉・開動作・閉動作・故障
No.2	単独・連動・自動
No.2 汚水ポンプ	運転・故障
No.2 吐出弁	全開・全閉・開動作・閉動作・故障
ポンプ井	No.1 選択・水位高・水位低
制御電源	断（無停電）
計装電源	断
AI	No.1 ポンプ井水位
	No.2 ポンプ井水位

※伝送項目は上記を基本とするが打ち合わせにより決定はするものとする。

クラウドサーバ機能増設 1 式
 明石台中継ポンプ場の監視機能増設を行うものである。

2. 既設盤改造

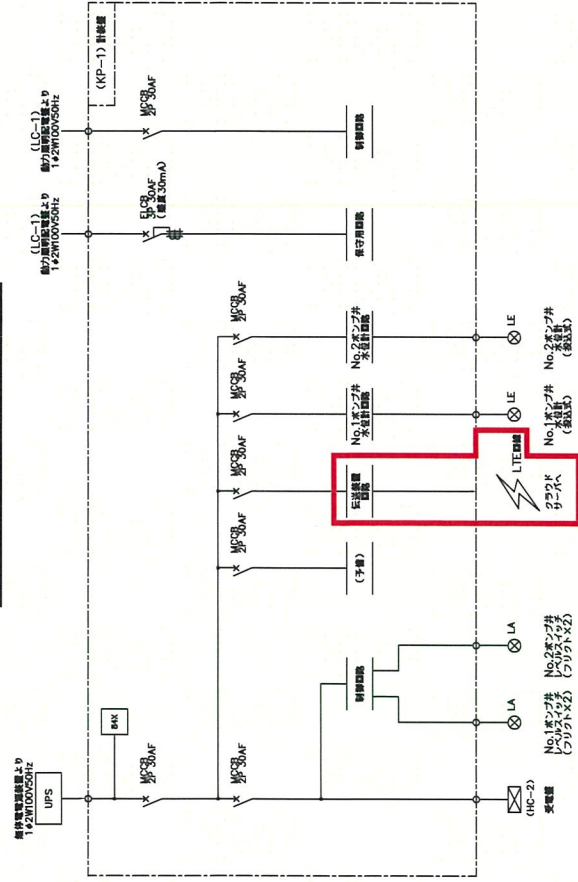
数 量 1 式
 改造内容

- ・クラウド伝送装置設置
- ・監視信号取り出し
- ・その他必要な改造

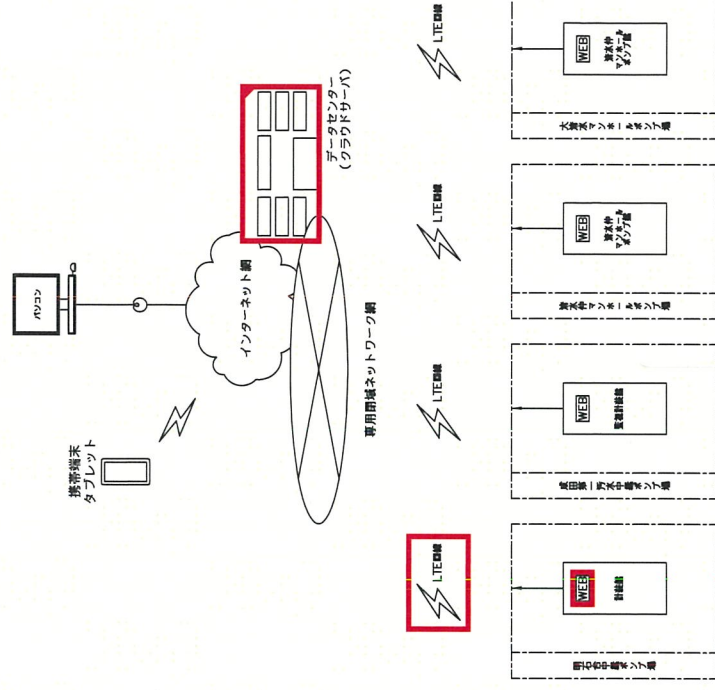
改造機器

クラウド伝送装置	取付配線	1 式
その他必要なもの		1 式

明石台中継ポンプ場 単線結線図



システム系統図



記号	名称
NP1	No.1汚水ポンプ盤
NP2	No.2汚水ポンプ盤
NP3	計数盤

[illegible]